

一宮監公表第2号

令和3年11月26日

一宮市監査委員 和 家 淳

一宮市監査委員 丹 羽 達

一宮市監査委員 河 村 弘 保

一宮市監査委員 中 村 かずひと

#### 財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等（補助金交付団体及び公の施設の指定管理者）の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# 財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第 199 条第 7 項による財政援助団体等監査として、補助金交付団体及び公の施設の指定管理者に対する監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の対象

#### (1) 補助金交付団体

##### ア 対象補助金

シルバー人材センター補助金（令和 2 年度交付額 27,396,409 円）

##### イ 補助金交付団体

公益社団法人一宮市シルバー人材センター

##### ウ 所管課

福祉部高年福祉課

##### エ 対象期間及び範囲

- ・ 補助金交付団体の令和 2 年度の事務執行状況のうち、市が交付している補助金に係る出納その他の事務の執行状況
- ・ 前記団体に対する所管課の補助金交付事務

#### (2) 公の施設の指定管理者

##### ア 対象施設

- ・ 社会福祉センター思いやり会館（以下「思いやり会館」という。）（令和 2 年度指定管理料 7,154,080 円）
- ・ 貴船高齢者作業センター及び尾西高齢者作業センター（令和 2 年度指定管理料 6,947,212 円）
- ・ 高齢者生きがいセンター（令和 2 年度指定管理料 7,104,203 円）

##### イ 指定管理者

公益社団法人一宮市シルバー人材センター

##### ウ 所管課

福祉部福祉総務課及び高年福祉課

##### エ 対象期間及び範囲

- ・ 指定管理者の令和 2 年度の事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

- ・所管課の監査対象施設に係る一連の事務（指定管理者の指定、協定書等の締結、支出の手続、事業報告書等の点検、指定管理者への指導監督等）

## 2 監査の着眼点

### （1）補助金交付団体

#### ア 団体関係

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票等の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ・補助金の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- ・精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ・財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ・現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ・損失補償及び債務保証を行っている場合、借入金の返済状況は適切か。
- ・団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

#### イ 所管課関係

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ・補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ・財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- ・補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金に関する条件の内容は明確か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また、補助

金交付団体からさらに補助金を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。

- ・ 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- ・ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ・ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・ 補助金の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ・ 補助金の必要性を見直す仕組みがあるか。

## (2) 公の施設の指定管理者

### ア 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。
- ・ 利用料金制を採用し、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ・ 利用料金制を採用せず、指定管理者が使用料等を徴収又は収納している場合、その使用料等を適正に払い込んでいるか。
- ・ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。
- ・ 利用促進並びに利用者サービス向上のための取組はなされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ・ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ・ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

## イ 所管課関係

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図る場合には、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ・ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- ・ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。
- ・ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。また、指定管理者の費用で実施させていないか。

## 3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査の対象となった補助金交付団体、公の施設の指定管理者及び所管課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

### (1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

### (2) 説明の聴取

補助金交付団体、指定管理者及びその事務を所管する部長等関係職員から説明を聴取した。

### (3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

#### 4 監査の実施場所及び日程

|                  | 実施場所                       | 日程                    |
|------------------|----------------------------|-----------------------|
| 監査事務局による<br>事前調査 | 監査事務局                      | 令和3年8月30日<br>～同年11月4日 |
| 監査事務局による<br>実地調査 | 福祉総務課、高年福祉課                | 令和3年9月7日              |
|                  | 公益社団法人一宮市シルバー<br>人材センター事務局 | 令和3年9月9日、<br>同月10日    |
| 監査委員による<br>本監査   | 監査事務局会議室                   | 令和3年11月11日、<br>同月22日  |

## 第2 監査の結果

### 1 補助金交付団体

当補助金交付団体の監査対象補助金に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

#### [留意事項]

- 公益社団法人一宮市シルバー人材センター  
特になし。

- 高年福祉課（所管課）

#### （1）補助金交付決定及び交付確定の審査について

一宮市高齢者能力活用推進事業費補助金交付要綱で、補助対象として定められていない「ふれあい広場事業」及び「福祉・家事援助サービス事業」の経費と、補助対象外とする旨定められている負担金及び雑費を、補助対象として補助金の交付決定及び交付確定が行われていた。（なお、再計算したところ、補助金交付額に影響はない。）

要綱は、補助金交付事務における取扱いの基準を定めたものであるため、要綱に基づく事務手続の重要性を再認識し、提出された書類の審査を慎重かつ的確に行うとともに、審査体制を強化し、補助金交付の適正性と透明性を確保できるよう適切な事務処理を行われたい。

## 2 公の施設の指定管理者

当指定管理者の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務及び所管課の同施設に係る一連の事務について、適正に処理されていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

### [留意事項]

#### <思いやり会館>

#### ○ 公益社団法人一宮市シルバー人材センター及び福祉総務課（所管課）

##### （1）条例及び協定の遵守について

一宮市社会福祉センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）及び基本協定書に定められている手続において、適切に行われていないものが以下のとおり検出された。

法令等にのっとり適正な事務処理を行うとともに、これらは協定締結時に確認すべき事項であるので、必要な手続の漏れを未然に防ぐような体制を整えられたい。

ア 利用料金については、条例第5条で、「使用者は、使用の許可の際、別表に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を納付しなければならない」と定められているが、承認に係る手続を行っていなかった。

イ 基本協定書に添付されている指定管理業務仕様書で、当該指定管理業務の実施に係る収入及び経費について、指定管理者自身の預金口座や他の公の施設の管理口座とは別に独立した預金口座で管理するよう定められているにもかかわらず、独立した預金口座で管理していなかった。

#### <貴船高齢者作業センター、尾西高齢者作業センター>

#### ○ 公益社団法人一宮市シルバー人材センター及び高年福祉課（所管課）

特になし。

#### <高齢者生きがいセンター>

#### ○ 公益社団法人一宮市シルバー人材センター及び高年福祉課（所管課）

特になし。